

源泉所得税の改正のあらまし



日英租税条約関係



平成 26 年 12 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
- 源泉所得税の納付は e-Tax で!!
国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、「所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書」(以下「改正議定書」といいます。)が平成 26 年 12 月 12 日に発効し、源泉所得税については平成 27 年 1 月 1 日から適用開始されることになりました。改正議定書は、平成 18 年に発効した日英租税条約(以下「現行条約」といいます。)の一部を改正するものであり、両国間の投資交流を一層促進するため、配当及び利子について、これらの所得が生じた締約国(以下「源泉地国」といいます。)における免税の対象を拡大しています。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) このパンフレットは、平成 26 年 12 月 12 日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 配当及び利子について、源泉地国における免税の対象が拡大されました。

相手国の居住者が受領する配当及び利子について、源泉地国における限度税率が、次のとおり軽減・免除されました。

【配当】

- (1) 現行条約では、一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対する源泉地国における課税については、以下のとおり規定しています。
 - ① 配当の受益者が、6 か月以上の期間、配当を支払う法人の議決権のある株式の 10%以上の株式を直接又は間接に所有する法人である場合には、限度税率 5%
 - ② 配当の受益者が、6 か月以上の期間、配当を支払う法人の議決権のある株式の 50%以上の株式を直接又は間接に所有する法人である場合には、免税
 - ③ 配当の受益者が年金基金等である場合には、免税
 - ④ ①から③以外の場合には、限度税率 10%
- (2) 改正議定書による改正後の条約(以下「条約」といいます。)では、親子会社間の配当について、配当の受益者が、配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする 6 か月の期間を通じ、その配当を支払う法人の議決権のある株式の 10%以上の株式を直接又は間接に所有する法人である場合には、源泉地国にお

いて免税とされました。

		改正前	改正後
配当	親子会社間配当	免税（持株割合 50%以上）	免税（持株割合 10%以上）
		5%（持株割合 10%以上）	
	年金基金等	免税	免税
	上記以外の配当	10%	10%

【利子】

(1) 現行条約では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対する源泉地国における限度税率は 10%とされていますが、金融機関など一定の者が受益者である利子に対しては免税とされています。

(2) 条約では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子については、原則として源泉地国において免税とされました。

ただし、いわゆる利益連動型の利子については、源泉地国における限度税率が 10%とされました。

ここでいう「利益連動型の利子」とは、次の①又は②の利子をいいます。

- ① 利子の額が次のものを基礎として算定される利子
 - (a) 債務者又はその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流出入
 - (b) 債務者又はその関係者の有する資産の価値の変動
 - (c) 債務者又はその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金
- ② ①の利子に類する利子

		改正前	改正後
利子		10% (金融機関等が受け取る利子は免税)	原則免税

【適用手続について】

イギリスの居住者が支払を受ける利子、配当等について条約の適用を受ける場合には、平成 27 年 1 月 1 日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、租税条約に関する届出書(免税とされる場合は、特典条項に関する付表(添付書類を含みます。))を添付する必要があります。)を、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります。

2 改正議定書は、源泉所得税に関するものについては、平成 27 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用されることとなりました。

改正議定書は、日本の源泉徴収に関するものについては、**平成 27 年 1 月 1 日以後支払を受けるべきものから適用**されます。したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、その支払期日が平成 27 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されることとなります。また、支払期日が定められていないものについては、実際に支払を行った日が平成 27 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく最寄りの税務署又は電話相談室（電話相談センター）におたずねください。



この社会あなたの税がいきている